

# 世界遺産・日本遺産情報発信動画制作業務委託に係るプロポーザル公募要領

島根県教育委員会教育長

## 第1 目的

世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」及び県内に7つある日本遺産について、若者世代を対象に、その概要や魅力を知るきっかけとなる動画を作成することで、認知度向上を図ることを目的とする。

## 第2 委託業務名

世界遺産・日本遺産情報発信動画制作業務

## 第3 委託業務内容

別添 世界遺産・日本遺産情報発信動画制作業務提案競技仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

## 第4 委託期間

契約締結日～令和7年2月28日まで

## 第5 委託料上限額

6,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※上記の額には、提案書に基づく委託業務の全てが含まれる。

## 第6 業務委託候補者の選定方法

受託希望者から提案を受ける公募型プロポーザル方式により行う。

## 第7 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 単独の法人、若しくは複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。コンソーシアムでの参加は、構成員のうち1以上は県内法人であること。
- (3) 単独の法人又はコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後、知事が定める期間を経過していない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- ③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑤ 島根県内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
- ⑥ 島根県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県における都道府県税の滞納がないこと。
- ⑦ 複数のコンソーシアム構成員になって参加、又は、単独の法人とコンソーシアムの構成員として参加するなど、重複参加していないこと。
- ⑧ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- ⑨ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でないこと（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 第8 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案競技参加から事前に参加表明書を徴して、資格の有無を審査し審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出を要請する。

(1) 募集期間	令和6年7月16日（火）～令和6年7月31日（水）
(2) 質問の受付期間	質問がある場合は、質問書（様式2）により、令和6年7月24日（水）17時までに、メールにより提出すること
(3) 質問への回答	島根県教育庁文化財課ホームページに、全質問に対する回答をまとめて掲載する。（令和6年7月26日（金）予定）
(4) 参加表明書等の提出	提出書類 参加表明書（様式1）※添付書類を含む 提出部数 1部 提出期限 令和6年7月31日（水）17時必着 提出方法 持参又は郵送。持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く）とし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
(5) 参加資格通知予定日	令和6年8月2日（金）発送予定
(6) 企画提案書等の提出	令和6年8月23日（金）17時必着
(7) 提案者プレゼンテーション及び審査会	令和6年9月3日（火）予定 ※プレゼンテーションの時間及び場所については、参加資格通知者に別途通知する。 ※提案者ごとに企画提案書のプレゼンテーションを行った後に、審査委員会からの質問時間を設ける。
(8) 委託候補者の決定	令和6年9月上旬予定

## 第9 企画提案書の作成、提出方法

<p>(1) 作成方法</p>	<p>企画提案書（任意様式）を作成する。</p> <p>※用紙の大きさはA4版、左綴じを原則とするが、図表等は必要に応じてA3版の折り込みも可とする。</p> <p>仕様書及び審査基準に示されている項目及び内容を踏まえ、詳細かつ具体的な提案を記載すること。</p> <p>内容は次の①～④の内容についての提案は必ず記載することとする。</p> <p>① 業務実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務実施に係る人員体制・役割分担</li> </ul> <p>② 業務実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去に本業務に類する業務（動画制作業務）を受注した実績に係る内容（実施年度・事業名・事業概要・契約額（千円、税込）・発注者等）を記載すること。</li> </ul> <p>③ 業務計画・実施スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務実施に係るスケジュールを示すこと。</li> </ul> <p>④ 動画構成イメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別添 仕様書 の記載内容を踏まえ、各動画の動画構成イメージを提案すること。なお、以下の項目を含めて作成すること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 各動画の概要（時間、本数）</li> <li>2) 起用するタレント（複数名の起用も可）</li> <li>3) 動画の使用可能期間</li> </ol> <p>※仕様書「7 二次使用について」に記載の期間・用途について制約がある場合は、あわせて記載すること。</p> </li> </ul> <p>⑤ 追加提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務の目的を達成するために有効だと思われる手法等があれば、追加で提案すること。なお、当該提案内容についても評価の対象とする。</li> </ul>
<p>(2) 提出方法</p>	<p>令和6年8月23日（金）17時必着</p> <p>持参又は郵送。持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く）とし、郵送の場合は、郵便書留に限る。</p> <p>各6部（正本1部、副本5部）提出すること。</p>
<p>(3) その他の書類</p>	<p>見積書（様式任意）</p> <p>※内容を明確に記入すること。また、正本1部、副本5部を企画提案書に綴じ込むこととする。</p>
<p>(4) 企画提案等に係る留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの</li> <li>② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの</li> <li>③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの</li> <li>④ 虚偽の内容が記載されているもの</li> </ol> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は、代表法人に対して、5,000円（消費税等含む）を支給する。ただし、受託者及び資格審査により参加資格のない者に対しては支給しない。企画提案に係る経費は、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座に振り込む。</li> <li>・ 複数の企画提案は認めない。</li> <li>・ 提出期限以降の企画提案書の差替え及び再提出は認めない。</li> <li>・ 企画提案の採否は文書により通知する。</li> <li>・ 採用した提案は、提案者に協議のうえ、内容の一部を変更する可能性がある。</li> <li>・ 本要領に基づき提出された書類は返還しない。</li> <li>・ 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。</li> <li>・ 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。</li> <li>・ 結果は公表しない。また、選定の結果に対する異議申し立ては受け付けない。</li> </ul>
--	---

#### 第10 審査方法等

(1) 審査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査会において、企画提案者のプレゼンテーション実施後、審査員が次項の審査内容に基づき評価採点し、参加者の中で最も優れた評価を受けた提案者を本業務の委託候補者として選定する。</li> <li>・ 審査の結果、適当と判断されない企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。</li> </ul>
(2) 審査内容	<p>① 構成・内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の目的を達成するための具体的かつ効果的な提案となっているか。</li> <li>・ ターゲットの関心を惹く構成・内容になっているか。</li> <li>・ 本業務の目的及びターゲットに沿ったタレントを起用することができるか。</li> <li>・ それぞれの動画の使用用途（YouTube 又はデジタルサイネージ）に適した構成・内容になっているか。</li> <li>・ 事業の実施に必要な経費が適切に見積もられ、かつコストの削減努力がうかがえるか。</li> </ul> <p>② 実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務実施に十分な組織・人員体制が確保されているか。また、役割分担や指揮系統は明確になっているか。</li> <li>・ 業務実施の計画やスケジュールは適切か。また、具体的な業務フローや手順が示されているか。</li> <li>・ 過去の類似する業務実績を有しているか。</li> </ul>
(3) 委託候補者の採否通知	令和6年9月上旬、書面で通知する。

## 第 11 契約の締結

審査会で選定された最優秀企画提案者を委託候補者とし、企画提案書を踏まえ、契約内容を決定する。契約内容決定後、委託候補者から見積書を徴し、見積金額が予定価格の範囲内であれば契約書を締結する。なお、契約にあたっては、契約書を作成するものとする。また、委託候補者が契約辞退した場合には、審査会で次点とされた者を次の委託候補者とする。

(1) 委託料上限額	6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。） ※企画提案書に基づく委託業務の全てを含む。
(2) 契約方法	委託候補者と協議の上、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。 最終仕様の決定に際し、企画提案の一部を変更する場合もある。
(3) 委託料の支払い	原則、精算払とする。 ただし、業務上必要と認められる場合は、契約に基づき前金払することができる。
(4) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(5) 契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。
(6) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

## 第 12 提出先及び問い合わせ先

島根県教育庁文化財課 世界遺産室 企画管理スタッフ 担当：小村、田原

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

TEL:0852-22-5642 FAX:0852-22-5794

メール：sekaiisan@pref.shimane.lg.jp